

山口県市町村職員共済組合広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口県市町村職員共済組合（以下「組合」という。）が管理する資産（以下「組合資産」という。）を広告媒体として活用することに関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 組合資産への広告掲載は、民間企業等との協同により組合の新たな財源を確保し、組合員及び年金受給権者へのサービス向上を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 以下に規定する組合資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
 - ア 広報紙（共済だより）
 - イ ホームページ
 - ウ その他広告媒体として活用できる資産で第5条に定めるもの
- (2) 広告掲載 広告媒体に広告を掲載又は掲出することをいう。

(広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告であると組合が判断する場合は、広告掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの、又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの、又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害、差別又は名誉棄損のおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 掲載希望者等の代表者等の写真を含む広告
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (9) 当該広告事業の内容を、組合が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (10) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (11) 社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの
- (12) 組合の事業の円滑な運営に支障をきたすおそれがあるもの
- (13) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (14) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (15) その他、広告として不相当であると組合が認めるもの

(広告媒体の種類等)

第5条 広告媒体に広告掲載を行う場合にあつては、広告媒体の種類、規格、掲

載位置、募集方法、広告料及び選定方法等を広告媒体の種類ごとに別に定めるものとする。

(広告の審査)

第6条 広告掲載内容や掲載希望者に関する審査については、この要綱に基づき広告審査委員会（以下「審査会」という。）が行い、掲載等の可否を判断することとする。

(審査機関)

第7条 広告掲載内容等に関して掲載の可否等を審査するため、審査会を置く。

2 審査会は、所管課の要請を受け、次の事項について検討を行うとともに、広告掲載の可否に関する審査を行い、その結果を所管課に報告する。

(1) 広告主の選定に関すること。

(2) 広告内容及びデザインに関すること。

(3) その他広告事業の実施に関し、疑義のあること。

3 審査会の委員長は、事務局長をもって充て、委員は、事務局次長、総務課長、保険課長、年金課長をもって充てる。ただし、審査内容が保養所「防長苑」に関する場合は、支配人も委員とする。

4 前項に定める委員が都合により、出席できないときは、その委員があらかじめ指定する者が委員に代わって出席することができるものとする。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、総務課長がその職務を代行する。

6 委員長は、必要があると認めるときは、持廻り審議で審査会の開催に代えることができる。

(会議)

第8条 審査会の会議は、所管課からの要請を受け委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員長が議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、総務課広報担当において処理する。

(その他)

第10条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月12日から施行する。